

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.001

処 分 名	高齢者福祉センター使用の停止又は許可の取消し
処 分 の 概 要	高齢者福祉センターの使用の停止、又は許可の取り消しをする場合があります。
根拠条例等・条項	春日部市高齢者福祉センター条例(平成 17 年条例第 101 号)第5条第3項
処 分 基 準	市長は、使用者の使用が次のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は当該許可を取り消します。 (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。 (3) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (4) その他管理上支障があるとき。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市高齢者福祉センター条例 第5条 3 市長は、前項に規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。 (3) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (4) その他管理上支障があるとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.002

処 分 名	憩いの家の使用の停止又は許可の取消し
処 分 の 概 要	憩いの家の使用の停止、又は許可の取り消しをする場合があります。
根拠条例等・条項	春日部市憩いの家条例（平成 17 年条例第 102 号）第 5 条第 2 項
処 分 基 準	市長は、使用者の使用が次のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は当該許可を取り消します。 （１） 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 （２） 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。 （３） 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 （４） その他管理上支障があるとき。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市憩いの家条例 第 5 条 2 市長は、前項に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （１） 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 （２） 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。 （３） 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 （４） その他管理上支障があるとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.003

処 分 名	高齢者憩いの家の使用の停止
処 分 の 概 要	高齢者憩いの家を使用について使用の停止をします。
根拠条例等・条項	春日部市高齢者憩いの家条例(平成 17 年条例第 103 号)第5条第2項
処 分 基 準	市長は、次のいずれかに該当するときは、使用を停止します。 (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。 (3) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (4) その他管理上支障があるとき。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)
備 考	
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■春日部市高齢者憩いの家条例 第5条 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止することができる。 (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。 (3) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (4) その他管理上支障があるとき。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.004

処 分 名	養護老人ホーム等への入所措置等の解除
処 分 の 概 要	老人福祉法では法第11条第1項第1号の規定により、65歳以上のものであって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームへ入所させます。また、法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定により、65歳以上のものであって、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難であると認めるときは、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間に必要な措置を行います。
根拠法令等・条項	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項、第11条第1項
処 分 基 準	養護老人ホーム等への入所措置等を受けていた者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、措置の解除を行います。 (1) 措置の基準のいずれにも適合しなくなったとき。 (2) 入院その他の事由により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3月以上にわたることが明らかに予想される場合又は当該期間がおおむね3月を超えるに至ったとき。 (3) 介護保険法による施設サービスの利用が可能になったとき。 (4) その他福祉事務所長又は更生相談所長の判断により措置の解除が適当と認められたとき。 (5) やむを得ない事由による措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能となった場合。 ○「やむを得ない事由の解消」とは ①措置をうけている者の後見人等が選任され、介護保険法に規定するサービスの契約を締結したとき。 ②家族等からの虐待又は無視の状態から離脱し、サービス提供事業者との契約を締結したとき。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■老人福祉法

（居宅における介護等）

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 1 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第20条の8第4項において同じ。）、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

（老人ホームへの入所等）

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 1 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.005

処 分 名	入所措置費用の徴収
処 分 の 概 要	65 歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障がある方や養護者による高齢者虐待から保護される必要がある方が対象です。措置者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収します。
根拠法令等・条項	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 28 条 春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則第4条
処 分 基 準	1. 老人福祉法第 11 条の規定により養護老人ホームへの入所等の措置を受けた者又はその扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収します。 2. 納入義務者の負担能力を調査し、老人福祉法第 11 条の規定による措置を受けた養護老人ホーム被措置者については春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則別表第1に定める基準により、その主たる扶養義務者については春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則別表第2に定める基準により徴収額を決定します。 3. 災害その他の理由により、納入義務者に経済上の著しい変動があったときは、徴収額を変更することができます。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■老人福祉法 (費用の徴収) 第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。 ■春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則 (徴収額) 第4条 前条の規定により徴収する額は、養護老人ホーム被措置者から徴収する場合にあつては別表第1に定める額とし、その主たる扶養義務者から徴収する場合にあつては別表第2に定める額とする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.006

処 分 名	重度要介護高齢者手当の返還
処 分 の 概 要	偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたときは、当該手当をその者から返還する必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市重度要介護高齢者手当支給条例（平成 18 年条例第 5 号）第 11 条 春日部市重度要介護高齢者手当支給条例施行規則（平成 18 年規則第 10 号）第 10 条
処 分 基 準	施行規則第 4 条の規定により支給の決定を受けた者が次の各号にいずれかに該当するときは、手当の受給資格を失います。 （１） 条例第 2 条各号のいずれかに該当しなくなったとき。 （２） 死亡したとき。 なお、市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができます。
設 定 年 月 日	平成 18 年 4 月 1 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市重度要介護高齢者手当支給条例

(受給資格)

第2条 手当の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「受給資格者」という。）とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき春日部市が行う介護保険の被保険者
- (3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5条に規定する要介護5のいずれかである者又はこれに相当すると認められる状態にある者で要介護認定を受けていないもの
- (4) 法第8条第11項に規定する特定施設、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を利用していない者
- (5) 法第8条第25項に規定する介護保険施設又は規則で定める施設に入所していない者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2の規定による特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給を受けていない者

(手当の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

■春日部市重度要介護高齢者手当支給条例施行規則

(認定、却下等の通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めたときは春日部市重度要介護高齢者手当支給決定通知書（様式第3号）により、受給資格がないと認めたとき、及び条例第10条に規定する併給の制限となるときは春日部市重度要介護高齢者手当支給申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(手当の返還命令)

第10条 条例第11条の規定による手当の返還命令は、春日部市重度要介護高齢者手当返還命令書（様式第8号）により行う。